

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文

目 次

一	非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）	1
二	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）	13
三	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（抄）	13
四	抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）	14
五	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）	14
六	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（抄）	15
七	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	15
八	裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）	15
九	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	16
十	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	16
十一	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	17
十二	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	18
十三	閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）（抄）	18
十四	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	19
十五	公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（抄）	23
十六	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）	27
十七	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）	27
十八	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	28
十九	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	28
二十	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	29
二十一	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）	29

二十二	弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) (抄)	.....	30
二十三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号) (抄)	.....	31
二十四	生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) (抄)	.....	32
二十五	司法書士法 (昭和二十五年法律第九十七号) (抄)	.....	32
二十六	土地家屋調査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号) (抄)	.....	33
二十七	商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号) (抄)	.....	34
二十八	行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) (抄)	.....	38
二十九	社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (抄)	.....	40
三十	農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) (抄)	.....	40
三十一	宗教法人法 (昭和二十六年法律第二百十六号) (抄)	.....	40
三十二	投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第九十八号) (抄)	.....	41
三十三	土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)	.....	44
三十四	民事調停法 (昭和二十六年法律第二百二十二号) (抄)	.....	44
三十五	税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) (抄)	.....	46
三十六	漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) (抄)	.....	47
三十七	道路法 (昭和二十七年法律第八十号) (抄)	.....	49
三十八	中小漁業融資保証法 (昭和二十七年法律第三百四十六号) (抄)	.....	49
三十九	商工会議所法 (昭和二十八年法律第四百十三号) (抄)	.....	49
四十	信用保証協会法 (昭和二十八年法律第九十六号) (抄)	.....	50
四十一	厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第一百五号) (抄)	.....	50
四十二	土地区画整理法 (昭和二十九年法律第一百十九号) (抄)	.....	51
四十三	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十二年法律第六十四号) (抄)	.....	51
四十四	国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)	.....	52
四十五	たばこ耕作組合法 (昭和三十三年法律第三百三十五号) (抄)	.....	52
四十六	国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) (抄)	.....	53

四十七	未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）（抄）	53
四十八	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（抄）	53
四十九	技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（抄）	53
五十	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）	54
五十一	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）	54
五十二	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）	55
五十三	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第十八号）（抄）	56
五十四	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）（抄）	56
五十五	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）（抄）	57
五十六	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（抄）	57
五十七	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）（抄）	57
五十八	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	57
五十九	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	59
六十	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）	60
六十一	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）	61
六十二	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	61
六十三	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	61
六十四	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）	62
六十五	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	65
六十六	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）	65
六十七	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	66
六十八	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）	67
六十九	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）	68
七十	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）	68
七十一	農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）	70

七十二	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	70
七十三	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）	71
七十四	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）	71
七十五	借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）	71
七十六	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）（抄）	72
七十七	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）	73
七十八	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	73
七十九	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	81
八十	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）	81
八十一	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	81
八十二	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	81
八十三	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（抄）	89
八十四	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）（抄）	90
八十五	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）（抄）	92
八十六	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）	93
八十七	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）	94
八十八	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	94
八十九	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	95
九十	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）	97
九十一	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）	97
九十二	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（抄）	97
九十三	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	98
九十四	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）	98
九十五	破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	99

九十六	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	100
九十七	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）	100
九十八	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	101
九十九	郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	104
百	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	104
百一	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	106
百二	信託法（平成十八年法律第八八号）（抄）	108
百三	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	116
百四	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）（抄）	118
百五	株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）	119
百六	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（抄）	119

一 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第四条 管轄裁判所ノ指定ハ數個ノ裁判所ノ土地ノ管轄ニ付キ疑アルトキ之ヲ為ス

② 管轄裁判所ノ指定ハ關係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所申立ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ為ス此決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五条 民事訴訟ニ關スル法令ノ規定中裁判所職員ノ除斥ニ關スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第六条 事件ノ關係人ハ訴訟能力者ヲシテ代理セシムルコトヲ得但自身出頭ヲ命セラレタルトキハ此限ニ在ラス

② 裁判所ハ弁護士ニ非スシテ代理ヲ營業トスル者ニ退斥ヲ命スルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七条 前条第一項ノ規定ニ依リテ選任シタル代理人ノ權限ハ書面ヲ以テ之ヲ証スルコトヲ要ス

② 前項ノ書面ガ私文書ナルトキハ裁判所ハ當該公務員ノ認証ヲ受クベキ旨ヲ代理人ニ命ズルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

③ 前二項ノ規定ハ事件ノ關係人ガ口頭ヲ以テ代理人ヲ選任シ裁判所書記官ガ調書ニ其陳述ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第八条 申立及ビ陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

② 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ

③ 前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第九条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

一 申立人ノ氏名、住所

二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所

三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事實

四 年月日

五 裁判所ノ表示

② 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ

第十条 民事訴訟ニ關スル法令ノ規定中日期、期間、疎明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ關スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第十一条 裁判所ハ職權ヲ以テ事實ノ探知及ヒ必要ト認ムル証拠調ヲ為スヘシ

第十二条 事實ノ探知、呼出、告知及ヒ裁判ノ執行ニ關スル行為ハ之ヲ囑託スルコトヲ得

第十三条 審問ハ之ヲ公行セス但裁判所ハ相當ト認ムル者ニ傍聴ヲ許スコトヲ得

第十四条 証人又ハ鑑定人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ラシメ其他ノ審問ニ付テハ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ作ラシムヘシ  
第十五条 檢察官ハ事件ニ付キ意見ヲ述ヘ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得

②事件及ヒ審問期日ハ檢察官ニ之ヲ通知スヘシ

第十六条 裁判所其他ノ官庁、檢察官及ヒ公吏ハ其職務上檢察官ノ請求ニ因リテ裁判ヲ為スヘキ場合カ生シタルコトヲ知りタルトキハ之ヲ管轄裁判所ニ対応スル檢察庁ノ檢察官ニ通知スヘシ

第十七条 裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ為ス

②裁判ノ原本ニハ裁判官署名捺印スヘシ但申立書又ハ調書ニ裁判ヲ記載シ裁判官之二署名捺印シテ原本ニ代フルコトヲ得

③裁判ノ正本及ヒ謄本ニハ書記署名捺印シ且正本ニハ裁判所ノ印ヲ押捺スヘシ

④前二項ノ署名捺印ハ記名捺印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十八条 裁判ハ之ヲ受クル者ニ告知スルニ因リテ其効力ヲ生ス

②裁判ノ告知ハ裁判所ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為ス

③告知ノ方法、場所及ヒ年月日ハ之ヲ裁判ノ原本ニ記入スヘシ

第十九条 裁判所ハ裁判ヲ為シタル後其裁判ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

②申立ニ因リテノミ裁判ヲ為スヘキ場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ハ申立ニ因ルニ非サレハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得ス

③即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判ハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得ス

第二十条 裁判ニ因リテ權利ヲ害セラレタリトスル者ハ其裁判ニ對シテ抗告ヲ為スコトヲ得

②申立ニ因リテノミ裁判ヲ為スヘキ場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ申立人ニ限り抗告ヲ為スコトヲ得

第二十一条 抗告ハ特ニ定メタル場合ヲ除ク外執行停止ノ効力ヲ有セス

第二十二条 当事者カ其責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ即時抗告ノ期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ノ止ミタル後

一週間内ニ限り懈怠シタル行為ノ追完ヲ為スコトヲ得外國ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月トス

第二十三条 抗告裁判所ノ裁判ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十四条 削除

第二十五条 抗告ニハ特ニ定メタルモノヲ除ク外民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中抗告ニ関スル規定ヲ準用ス

第二十六条 裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ特ニ其負担者ヲ定メタル場合ヲ除ク外事件ノ申立人ノ負担トス但檢察官又ハ法

務大臣カ申立ヲ為シタル場合ニ於テハ國庫ノ負担トス

第二十七条 裁判所ハ前条ノ費用ニ付キ裁判ヲ為スコトヲ必要ト認ムルトキハ其額ヲ確定シテ事件ノ裁判ト共ニ之ヲ為スヘシ  
第二十八条 裁判所ハ特別ノ事情アルトキハ本法其他ノ法令ノ規定ニ依リテ費用ヲ負担スヘキ者ニ非サル關係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負担ヲ命スルコトヲ得

第二十九条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第六十五条ノ規定ハ共同ニテ費用ヲ負担スヘキ者数人アル場合ニ之ヲ準用ス  
第三十条 費用ノ裁判ニ対シテハ其負担ヲ命セラレタル者ニ限り不服ヲ申立ツルコトヲ得但獨立シテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス  
第三十一条 費用ノ債権者ハ費用ノ裁判ニ基キテ強制執行ヲ為スコトヲ得

②民事執行法(昭和五十四年法律第四号)其他強制執行ノ手續ニ関スル法令ノ規定ハ前項ノ強制執行ニ之ヲ準用ス但執行ヲ為ス前裁判ヲ送達スルコトヲ要セス

③費用ノ裁判ニ対スル抗告アリタルトキハ民事訴訟法第三百三十四条第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十二条 職権ヲ以テ為ス探知、証拠調、呼出、告知其他必要ナル処分ノ費用ハ国库ニ於テ之ヲ立替フヘシ

第三十三条 本編ニ於ケル申立トハ申立、申請及ヒ申述ヲ謂フ

第三十三条ノ二 申立ノ内当該申立ニ関スル本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本其他文字、図形等人ノ知覚ヲ以テ認識スルコトヲ得ル情報ガ記載セラレタル紙其他ノ有体物ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ以テ為スモノトセラレタルモノニシテ最高裁判所ノ定ムル裁判所ニ対シテ為スモノニ付テハ当該法令ノ規定ニ拘ラズ最高裁判所規則ニ定ムルトコロニ依リ電子情報処理組織(裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機(入出力装置ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ)ト申立ヲ為ス者ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ電気通信回線ニテ接続シタル電子情報処理組織ヲ謂フ)ヲ用ヒテ為スコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ付テハ当該申立ヲ書面等ヲ以テ為スモノトシテ規定シタル申立ニ関スル法令ノ規定ニ規定シタル書面等ヲ以テ為サレタルモノト看做シテ当該申立ニ関スル法令ノ規定ヲ適用ス

③第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ハ同項ノ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルヘノ記録ガ為サレタル時ニ当該裁判所ニ到達シタルモノト看做ス

④第一項ノ場合ニ於テ当該申立ニ関スル本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ署名等(署名、記名、押印其他氏名又ハ名称ヲ書面等ニ記載スルコトヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ)ヲ為スコトトセラレタルモノニ付テハ当該申立ヲ為ス者ハ当該法令ノ規定ニ拘ラズ当該署名等ニ代ヘテ最高裁判所規則ニ定ムルトコロニ依リ氏名又ハ名称ヲ明ラカニスル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

⑤第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ガ第三項ニ規定スルファイルニ記録セラレタルトキハ第一項ノ裁判所ハ当該ファイルニ記録



セラレタル情報ノ内容ヲ書面ニ出力スルコトヲ要ス

⑥第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ係ル本法其他ノ法令ノ規定ニ依ル事件ノ記録ノ閲覧若クハ謄写又ハ其正本、謄本若クハ抄本ノ交付ハ前項ノ書面ヲ以テ之ヲ為スモノトス当該申立ニ係ル書類ノ送達又ハ送付亦同ジ

第三十三条ノ三 外国人ニ関スル非訟事件手續ニシテ条約ニ因リ特ニ定ムルコトヲ要スルモノハ法務大臣之ヲ定ム  
第三十四条乃至第七十一条 削除

## 第二編 民事非訟事件

### 第一章 裁判上ノ代位ニ関スル事件

第七十二条 債権者ハ自己ノ債権ノ期限前ニ債務者ノ権利ヲ行ハサレハ其債権ヲ保全スルコト能ハス又ハ之ヲ保全スルニ困難ヲ生スル虞アルトキハ裁判上ノ代位ヲ申請スルコトヲ得

第七十三条 裁判上ノ代位ハ債務者カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第七十四条 代位ノ申請ニハ第九条ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 債務者及ヒ第三債務者ノ氏名、住所

二 申請人ノ保全セントスル債権及ヒ其行ハントスル権利ノ表示

第七十五条 裁判所ハ申請ヲ理由アリト認ムルトキハ担保ヲ供セシメ又ハ供セシメスシテ之ヲ許可スルコトヲ得

第七十六条 申請ヲ許可シタル裁判ハ職権ヲ以テ之ヲ債務者ニ告知スヘシ

②前項ノ告知ヲ受ケタル債務者ハ其權利ノ処分ヲ為スコトヲ得ス

第七十七条 申請ヲ却下シタル裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

②申請ヲ許可シタル裁判ニ対シテハ債務者ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ノ期間ハ債務者カ裁判ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

第七十八条 抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負担ニ帰シタル前審ノ費用ニ付テハ申請人及ヒ抗告人ヲ当事者ト看做シ民事訴訟法第六

十一条ノ規定ニ從ヒテ其負担者ヲ定ム

第七十九条 第十三条及ヒ第十五条ノ規定ハ本章ノ手續ニ之ヲ適用セス

### 第二章 保存、供託、保管及ヒ鑑定ニ関スル事件

第八十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十二条第三項ノ証書保存者ノ指定ハ共有物ノ分割アリタル地ノ地方

裁判所ノ管轄トス

②裁判所ハ裁判ヲ為ス前共有者ヲ訊問スヘシ

③裁判所カ第一項ノ指定ヲ為シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ共有者ノ全員ノ負担トス

第八十一条 民法第四百九十五条第二項ノ供託所ノ指定及ヒ供託物保管者ノ選任ハ債務履行地ノ地方裁判所ノ管轄トス

②裁判所ハ裁判ヲ為ス前債権者及ヒ弁済者ヲ訊問スヘシ

③裁判所カ第一項ノ指定及ヒ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ債権者ノ負担トス

第八十二条 裁判所ハ前条ノ保管者ヲ改任スルコトヲ得

②前条ノ保管者ハ其任務ヲ辞セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出ツベシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ更ニ保管者ヲ選任スベシ

③前条ノ保管者ノ選任又ハ改任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

④民法第六百五十八条第一項、第六百五十九条乃至第六百六十一条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ前条ノ保管者ニ之ヲ準用ス但同法

第六百六十条ノ通知ハ弁済者ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第八十三条 第八十一条ノ規定ハ民法第四百九十七条ノ裁判所ノ許可ニ之ヲ準用ス

第八十三条ノ二 第八十一条第一項及ヒ第二項ノ規定ハ民法第三百五十四条ニ依リ質物ヲ以テ直チニ弁済ニ充ツルコトヲ申請スル

場合ニ之ヲ準用ス

②裁判所カ申請ヲ許可シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ債務者ノ負担トス

第八十四条 民法第五百八十二条ノ鑑定人ノ選任、呼出及ヒ訊問ハ不動産所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

②裁判所カ前項ノ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ買主ノ負担トス呼出及ヒ訊問ノ費用亦同シ

第八十五条乃至第八十七条 削除

第八十八条 第十五条ノ規定ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用セス

第八十九条 本章ノ規定ニ依リテ指定若クハ選任ヲ為シ又ハ許可ヲ与ヘタル裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九十条乃至第一百六条 削除

### 第三章 外国法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記

第一百七十七条 日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ付テハ其事務所所在地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ

此等ノ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

第一百八条 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト為ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫ト為ルヘキ者、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻ト

為ルヘキ者ノ住所地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

第百十九条 各登記所ニ外国法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第百二十条 夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

②前項ノ登記ノ申請ヲスルニハ其申請情報ト併セテ夫婦財産契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審判ガアリタルコト若クハ之ニ関スル契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報ヲ提供スルコトヲ要ス

第百二十三条乃至第四百十条 削除

### 第三編 公示催告事件

#### 第一章 通則

(公示催告の申立て)

第百四十一条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの(以下この編において「公示催告」という。)の申立ては、法令にその届出をしないときは当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第百四十二条 公示催告手続(公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。)に係る事件(第百五十四条第一項において「公示催告事件」という。)は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所が管轄する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

(公示催告手続開始の決定等)

第百四十三条 裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をする。とともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定(第百五十五条第二項において「公示催告決定」という。)をしなければならない。

一 申立人の表示

二 権利の届出の終期の指定

三 前号に規定する権利の届出の終期までに当該権利を届け出るべき旨の催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示

2 公示催告の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(公示催告についての公告)

第四百四十四条 公示催告についての公告は、前条第一項に規定する公示催告の内容を、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によつてする。

2 裁判所は、相当と認めるときは、申立人に対し、前項に規定する方法に加えて、前条第一項に規定する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

(公示催告の期間)

第四百四十五条 前条第一項の規定により公示催告を官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、二月を下つてはならない。

(公示催告手続終了の決定)

第四百四十六条 公示催告手続開始の決定後第四百四十八条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不合法であること又は理由のないことが明らかになったときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(審理終結日)

第四百四十七条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日(以下この章において「審理終結日」という。)を定めなければならない。

2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述(以下この編において「権利を争う旨の申述」という。)があつたときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

3 前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においても、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その審理終結日まですることができる。

4 権利を争う旨の申述をするには、自らが権利者であることその他の申立人が申立ての理由として主張した権利を争う理由を明らかにしなければならない。

(除権決定等)

第四百八条 権利の届出の終期（前条第一項又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあっては、審理終結日。以下この条において同じ。）までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第四百六条第一項の場合を除き、決定で、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判（以下この編において「除権決定」という。）をしなければならない。

2 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があつた場合であつて、適法な権利を争う旨の申述がないときは、第四百六条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があつたものについては失権の効力を生じない旨の定め（以下この章において「制限決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。

3 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないときは、第四百六条第一項の場合を除き、申立人とその適法な権利を争う旨の申述をした者との間の当該権利についての訴訟の判決が確定するまで公示催告手続を中止し、又は除権決定は、その適法な権利を争う旨の申述をした者に対してはその効力を有せず、かつ、申立人が当該訴訟において敗訴したときはその効力を失う旨の定め（以下この章において「留保決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。ただし、その権利を争う旨の申述に理由がないことが明らかであると認めるときは、留保決定をしないで、除権決定をしなければならない。

4 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出及び権利を争う旨の申述があつたときは、第四百六条第一項の場合を除き、制限決定及び留保決定をして、除権決定をしなければならない。

5 除権決定に対しては、第五百十条の規定による場合のほか、不服を申し立てることができない。

6 制限決定又は留保決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（除権決定等の公告）

第四百九条 除権決定、制限決定及び留保決定は、官報に掲載して公告しなければならない。

（除権決定の取消しの申立て）

第五百十条 次に掲げる事由がある場合には、除権決定の取消しの申立てをすることができる。

- 一 法令において公示催告の申立てをすることができる場合に該当しないこと。
- 二 第四百四十四条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつて公告をしなかつたこと。
- 三 第四百四十五条に規定する公示催告の期間を遵守しなかつたこと。
- 四 第五条において準用する民事訴訟法第二十三条の規定により除権決定に関与することができない裁判官が除権決定に関与し

たこと。

五 適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述があつたにもかかわらず、第四百十八条第二項から第四項までの規定に違反して除権決定がされたこと。

六 民事訴訟法第三百四十九条第二項において準用する同法第三百三十八条第一項第四号から第八号までの規定によれば再審の申立てをすることができる場合であること。

(管轄裁判所)

第五十一条 前条の規定による除権決定の取消しの申立ては、当該除権決定をした簡易裁判所が管轄する。

(申立期間)

第五十二条 第五十条の規定による除権決定の取消しの申立ては、申立人が除権決定があつたことを知つた日(同条第四号又は第六号に掲げる事由を不服の理由とする場合において、その日に申立人がその事由があることを知らなかつたときにあつては、その事由があることを知つた日)から三十日の不変期間内になければならない。

2 除権決定が告知された日から五年を経過したときは、第五十条の規定による除権決定の取消しの申立てをすることができない。

(申立てについての裁判等)

第五十三条 第五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあつたときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会ふことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する場合において、第五十条各号に掲げる事由があるときは、除権決定を取り消す決定をしなければならない。

3 第五十条の規定による除権決定の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の規定による除権決定を取り消す決定が確定したときは、官報に掲載してその主文を公告しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第五十四条 申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(適用除外)

第百五十五条 第十五条の規定は、公示催告手続には、適用しない。

2 第十九条第一項の規定は、公示催告手続開始の決定、公示催告決定及び除権決定には、適用しない。

第二章 有価証券無効宣言公示催告事件

(申立権者)

第百五十六条 盗取され、紛失し、又は滅失した有価証券のうち、法令の規定により無効とすることができるものであつて、次の各号に掲げるものを無効とする旨の宣言をするためにする公示催告の申立ては、それぞれ当該各号に定める者がすることができる。

一 無記名式の有価証券又は裏書によつて譲り渡すことができる有価証券であつて白地式裏書(被裏書人を指定しないで、又は裏書人の署名若しくは記名押印のみをもつてした裏書をいう。)がされたもの その最終の所持人

二 前号に規定する有価証券以外の有価証券 その有価証券により権利を主張することができる者  
(管轄裁判所)

第百五十七条 前条に規定する公示催告(以下この章において「有価証券無効宣言公示催告」という。)の申立ては、その有価証券に義務履行地(手形又は小切手にあつては、その支払地。以下この項において同じ。)が表示されているときはその義務履行地を管轄する簡易裁判所が、その有価証券に義務履行地が表示されていないときはその有価証券により義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を管轄する簡易裁判所が、その者が普通裁判籍を有しないときはその者がその有価証券により義務を負担した時に普通裁判籍を有した地を管轄する簡易裁判所が管轄する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有価証券が登記された権利について発行されたものであるときは、同項の申立ては、その権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所が管轄する。

(申立ての方式及び疎明)

第百五十八条 有価証券無効宣言公示催告の申立ては、その申立てに係る有価証券の謄本を提出し、又は当該有価証券を特定するために必要な事項を明らかにして、これをしなければならない。

2 有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有価証券の盗難、紛失又は滅失の事実その他第百五十六条の規定により申立てをすることができる理由は、これを疎明しなければならない。

(公示催告の内容等)

第五百五十九条 有価証券無効宣言公示催告においては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公示催告の内容とする。

一 申立人の表示

二 権利を争う旨の申述の終期の指定

三 前号に規定する権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出すべき旨の有価証券の所持人に対する催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利を争う旨の申述をしないことにより有価証券を無効とする旨を宣言する旨の表示

2 有価証券無効宣言公示催告についての前章の規定の適用については、第四百四十五条、第四百四十七条第一項から第三項まで並びに第四百四十八条第一項及び第三項中「権利の届出の終期」とあるのは「権利を争う旨の申述の終期」と、第四百四十六条第一項中「第四百四十八条第一項から第四項まで」とあるのは「第四百四十八条第一項又は第三項」と、第四百四十七条第三項、第四百四十八条第一項及び第五十条第五号中「権利の届出又は権利を争う旨の申述」とあるのは「権利を争う旨の申述」と、第四百四十八条第三項中「適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないとき」とあるのは「適法な権利を争う旨の申述があつたとき」と、同条第六項中「制限決定又は留保決定」とあるのは「留保決定」と、第四百四十九条中「制限決定及び留保決定」とあるのは「及び留保決定」と、第五百十条第五号中「第四百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは「第四百四十八条第三項」とする。

(除権決定による有価証券の無効の宣言等)

第六十条 裁判所は、有価証券無効宣言公示催告の申立てについての除権決定において、その申立てに係る有価証券を無効とする旨を宣言しなければならない。

2 前項の除権決定がされたときは、有価証券無効宣言公示催告の申立人は、その申立てに係る有価証券により義務を負担する者に対し、当該有価証券による権利を主張することができる。

第四編 過料事件

(管轄裁判所)

第六十一条 過料事件(過料についての裁判の手續に係る事件をいう。)は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(過料についての裁判等)



第六十二条 過料についての裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。

3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官は、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

4 過料についての裁判の手續（その抗告審における手續を含む。次項において同じ。）に要する裁判費用は、過料の裁判をした場合にあつては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあつては国庫の負担とする。

5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手續に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

（過料の裁判の執行）

第六十三条 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

（略式手續）

第六十四条 裁判所は、第六十二条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

- 3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、さかのぼってその効力を失う。
- 4 適法な異議の申立てがあつたときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。
- 5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。
- 7 第六十二条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあつた場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。
- 8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があつた後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあつた場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

## 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

### （特別代理人の選任）

第四十五条 次に掲げる場合には、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

- 一 受託会社が総社債権者のためにすべき信託事務の処理及び担保付社債の管理を怠つているとき。
- 二 社債権者と受託会社との利益が相反する場合において、受託会社が総社債権者のために信託事務の処理及び担保付社債の管理に関する裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき。
- 2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
- 3 第一項の規定による特別代理人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 4 第一項の申立てに係る非訟事件は、発行会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 5 (略)

## 三 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（抄）

第八十四条 過料ヲ完納セサルトキハ檢察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

② (略)

③ 公証人ノ納メタル身元保証金ハ第二十条第三項ノ場合ヲ除クノ外他ノ公課及債權ニ先チテ之ヲ過料ニ充ツ

#### 四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)(抄)

第八条 (略)

② (略)

③ 異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ登記官ハ事件ヲ管轄裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第二十一条 抵当証券ノ所持人ハ左ノ場合ニ於テ抵当証券ヲ交付シタル登記所ニ証券ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

一 証券ヲ汚損シタルトキ

二 (略)

第三十三条 第三十条第二項及前条ノ裁判ハ抵当權ノ目的物ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ非訟事件手続法ニ依リ之ヲ為ス

② 許可ヲ与ヘタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

③ (略)

#### 五 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)(抄)

(清算の監督)

第三十一条 無尽会社の清算は、裁判所の監督に属する。

2 無尽会社の清算の監督は、無尽会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 裁判所は、清算無尽会社の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該清算無尽会社に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。この場合においては、当該検査をさせるため、特別検査人を選任することができる。

4 会社法第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第一号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項前段の規定による命令について、同法

第八百七十四条(第二号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は同項後段の規定による特別検査人の選任について、それぞれ準用する。

5 裁判所は、第三項後段の規定により特別検査人を選任した場合には、清算無尽会社が当該特別検査人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 (略)

7 清算無尽会社の清算人は、その就任の日から二週間以内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 解散の事由(会社法第四百七十五条第二号又は第三号(清算の開始原因)に掲げる場合に該当することとなった清算無尽会社にあつては、その旨)及びその年月日

二 清算人の氏名及び住所

8 清算無尽会社の清算人は、会社法第四百九十二条第三項(財産目録等の作成等)の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等(当該財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を裁判所に提出しなければならない。

六 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)(抄)

第二十三条ノ十六 裁判所ハ負債整理組合ノ解散及清算ノ監督ニ必要ナル調査ヲ為サシムル為検査役ヲ選任スルコトヲ得  
② (略)

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

第七十条の四 公正取引委員会が排除措置命令をしたときは、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条第一項及び第七十条の十四において同じ。)を供託して、当該排除措置命令が確定するまでその執行を免れることができる。

② (略)

八 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)(抄)

第三十一条の三 (裁判権その他の権限) 家庭裁判所は、次の権限を有する。

一 (略)

二 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)で定める人事訴訟の第一審の裁判

三 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)で定める少年の保護事件の審判

② 家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

九 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二百六十条の三十八 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② (略)

第二百六十条の三十九 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)(抄)

第三十五条 理事は、理事会(第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。)の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

② 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

③ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

④ 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

⑤ 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

⑥ (略)  
第七十二条の十八の十五 裁判所は、農事組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② (略)  
第七十三条の四十八 中央会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産手続開始の決定

② 解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ (略)

#### 十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照ら

し、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

③～⑤ (略)

⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑤ (略)

十二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)(抄)

第五十八条の六 裁判所は、農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② (略)

十三 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)(抄)

第二十条の四 外国法人でない閉鎖機関について第二十条第一項の規定による指定の解除があつたときは、その指定の解除の際当該機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人を選任するため、その指定の解除の日から一月以内に、株式会社である機関にあつては株主総会、民法第三十四条の規定に基き設立された法人である機関にあつては総会を招集しなければならない。

② 第十九条の五第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第二項中「本邦外に本店

を有する閉鎖機関」とあるのは「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主総会又は総会」と読み替えるものとする。

③ 第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者は、同項の株主総会又は総会の招集については、清算人と同一の権限を有する。

④ 第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者は、同項の規定に基く株主総会若しくは総会が、同項の期間内に開かれなかつたとき又は当該株主総会若しくは総会において指定解除機関の清算人が選任されなかつたときは、遅滞なく裁判所に対し、清算人の選任を請求しなければならない。

⑤ (略)

⑥ 外国会社である閉鎖機関について第二十条第一項の規定による指定の解除があつたときは、当該機関は、当該解除の日において会社法第八百二十二条第一項の規定による清算の開始の命令があつたものとみなす。

⑦ 前項の場合において、同項の指定解除機関のその指定の解除の際における特殊清算人であつた者は、遅滞なく裁判所に対し、清算人の選任を請求しなければならない。

⑧ 第五項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

#### 十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（検査役の選任）

第百条の二十二 裁判所は、金融商品会員制法人の解散及び清算の監督に必要な検査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

（金銭以外の財産の出資等）

第百一条の十六 第百一条の二十第一項の設立の登記後に引受けのない株式があるときは、第百一条の二第二項の総会の決議の当時の会員金融商品取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融商品取引所の取締役は、共同してこれを引き受けたものとみなす。株式の引受けの申込みが取り消されたときも、同様とする。

2 第百一条の二十第一項の設立の登記後に払込みのない株式があるときは、第百一条の二第二項の総会の決議の当時の会員金融商品取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融商品取引所の取締役は、連帯して払込みを行う義務を



負う。

3 (略)

(議事録)

第二百二条の三十一 自主規制法人は、理事会の日から十年間、前条第三項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 当該自主規制法人の会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項の議事録について次に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該委託金融商品取引所、当該委託金融商品取引所を子会社とする者又は当該委託金融商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

4 (略)

(解職等)

第二百五条の七 自主規制委員は、特定株式会社金融商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第二百五条の五第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員（次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。）が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社金融商品取引所がその者に対して支

払う報酬の額を定めることができる。

6 (略)

(議事録)

第二百五条の十六 特定株式会社金融商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 当該株式会社金融商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社金融商品取引所の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、当該株式会社金融商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社金融商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社金融商品取引所、当該株式会社金融商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社金融商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

6 (略)

(株式買取請求)

第三百三十九条の十一 吸収合併をする場合には、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

2 (略)

(債権者の異議)

第三百三十九条の十二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百二条に規定する社債管理者（第八項において単に「社債管理者」という。）がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法（同法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）又は電子公告によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を延長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 (略)

(株式買取請求)

第三百二十九条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会(種類株主総会を含む。)に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 (略)

(新株予約権買取請求)

第三百二十九条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 (略)

(裁判所の禁止又は停止命令)

第九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

4 (略)

十五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)(抄)

(検査役の選任)

第三十四条の二十一の六 裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、監査法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該監査法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(監査法人についての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百四条第一項及び第二項、第六百十八条、第六百二十一条、第六百二十二条並びに第六百二十四条の規定は監査法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条まで及び第九百三十七条第一項(第一号及びブに係る部分に限る。)の規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 会社法第六百六十八条から第六百七十一条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、監査法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号りに係る部分に限る。)の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

7 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六條の規定の適用については、無限責任監査法人は、合名会社とみなす。

8 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

9 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

10 監査法人は、前二項の定款の変更を行ったときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

11 第八項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

12 第三十四條の十四第一項、第三十四條の十七(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第一項において準用する会社法第六百四條第一項及び第二項、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百二十一條、第六百二十二條並びに第六百二十四條並びに第八項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四條(第三号を除く。)の規定により清算をする監査法人については、適用しない。

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四條の二十三 会社法第二百七條(第九項第一号を除く。)、第六百四條第三項、第六百二十條、第六百二十三條第一項、第六百二十五條から第六百三十六條まで、第六百六十條、第六百六十一條及び第六百六十五條の規定は、有限責任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七條第一項中「第九百九十九條第一項第三号に掲げる事項を」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的として」と、「同号」とあるのは「当該金銭以外」と、同法第七項及び第九項第二号から第五号までの規定中「第九百九十九條第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同法第八項中「募集株式の引受人」とあるのは「社員にならうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五條の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同法第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用人」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員にならうとする者」と、同法第六百四條第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項

において準用する前項」と、同法第六百三十一條第一項中「事業年度」とあるのは「会計年度」と、同法第六百三十二條第一項中「第六百二十四條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項」と、同條第二項中「が、第六百二十四條第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項前段」と、「は、第六百二十四條第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三十三條(第十一項第二号を除く)、第五十二條、第二百十二條(第一項第一号を除く)及び第五百七十八條の規定は、有限責任監査法人の社員になろうとする者について準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「第二十八條各号に掲げる事項についての」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的とする」と、「第三十條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の七第二項において準用する第三十條第一項」と、同條第四項、第六項及び第十項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同條第七項及び第八項中「第二十八條各号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産の価額」と、同條第十項第一号中「第二十八條第一号及び第二号」とあるのは「金銭以外」と、「同條第一号及び第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同項第二号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「価額」と、同項第三号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同條第十一項第一号中「発起人」とあるのは「有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同項第三号中「設立時取締役(第三十八條第一項に規定する設立時取締役をいう。又は設立時監査役(同條第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。))」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同法第五十二條第一項中「現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等」とあるのは「出資の目的とされた金銭以外の財産の価額が当該金銭以外の財産」と、同項及び同條第二項中「設立時取締役」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同項中「現物出資財産等」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」と、同條第三項中「第三十三條第十項第三号」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十三第二項において準用する第三十三條第十項第三号」と、同法第二百十二條中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同條第一項第二号中「第二百九條の規定により募集株式の株主」とあるのは「社員」と、「第九十九條第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、「募集株式の引受けの申込み又は第二百五條の契約に係る意思表示」とあるのは「出資」と、同法第五百七十八條中「設立しようとする持分会社が合同会社である場合」とあるのは「有限責任監査法人を設立しようとする場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第二百十三條（第一項第二号及び第三号を除く。）第五百八十三條（第二項を除く。）及び第五百九十七條の規定は、有限責任監査法人の社員について準用する。この場合において、同法第二百十三條第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二項第一号中「第二百七條第二項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十三第一項において準用する第二百七條第二項」と、同項及び同法第四項中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「取締役等」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十九條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十條第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條並びに第九百五十五條の規定は、有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百二十七條第三項又は第六百三十五條第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十六條第三項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

6 第一項において準用する会社法第六百二十條、第六百二十三條第一項、第六百二十六條及び第六百二十七條の規定は、前條第二項において準用する同法第六百四十四條（第三号を除く。）の規定により清算をする有限責任監査法人については、適用しない。

十六 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（費用の徴収）

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二條の第三項（第二十二條の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

十七 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）

（理事会の議事録）



第三十条の七 組合は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第三十条の五第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、組合又はその子会社（第二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

6 (略)

十八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第五十六条の十七 裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

十九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）

第三十九条 理事は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。）の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員の実任を追究するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6 (略)

(検査役の選任)

第八十五条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

二十 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

(検査役の選任)

第八十二条の十七の七 裁判所は、中央会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

二十一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

(検査役の選任)

第七十一条の七 裁判所は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

二十二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(抄)

(解散を命ずる裁判)

第三十条の二十五 (略)

2 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号リに係る部分に限る。)の規定は、弁護士法人の解散の訴えについて準用する。

3 法務大臣は、第一項において準用する会社法第八百二十四条第一項の規定による解散命令を請求しようとするときは、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。

(検査役の選任)

第三十条の二十六の四 裁判所は、弁護士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、弁護士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該弁護士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十条の三十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二十二條の規定は弁護士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁護士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する

場合を含む。』とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の十九第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、弁護士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

4 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、弁護士法人は、合名会社とみなす。  
（検査役の選任）

第四十三条の十四 裁判所は、弁護士会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

二十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

（保護者）

第二十条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 破産者

五 成年被後見人又は被保佐人

六 未成年者

2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者  
(略)

二十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)(抄)

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

4 (略)

(費用の徴収)

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

3 (略)

二十五 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)(抄)

(検査役の選任)

第四十四条の四 裁判所は、司法書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、司法書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。  
この場合においては、裁判所は、当該司法書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十六条 第二条、第二十条、第二十一条及び第二十三条の規定は、司法書士法人について準用する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は司法書士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は司法書士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は司法書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

3、4 (略)

5 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、司法書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号リに係る部分に限る。)の規定は、司法書士法人の解散の訴えについて準用する。

7 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六条の規定の適用については、司法書士法人は、合名会社とみなす。

二十六 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(抄)

(検査役の選任)

第三十九条の四 裁判所は、調査士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、調査士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。  
この場合においては、裁判所は、当該調査士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十一条 第二条、第二十条から第二十二條まで及び第二十四條の規定は、調査士法人について準用する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四條並びに会社法第六百條、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は調査士法人について、同法第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第六百一一條、第六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百一十一條(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三條の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項(第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

3、4 (略)

5 会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、調査士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号りに係る部分に限る。)の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。

7 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六條の規定の適用については、調査士法人は、合名会社とみなす。

二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(抄)  
(会社法等の準用等)

第七十七条 (略)

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

(解職等)

第九十六条の五 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第九十六条の三第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員(次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。)が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 (略)



(議事録)

第九十六条の十四 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 当該株式会社商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社商品取引所の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社商品取引所、当該株式会社商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

6 (略)

(株式買取請求)

第四百四条の九 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 (略)

(債権者の異議)

第四百四十四条の十 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者（会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べる期間を延長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 (略)

(株式買取請求)

第四百四十四条の十五 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会(種類株主総会を含む。)に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主  
2 (略)

(新株予約権買取請求)

第四百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 (略)

(裁判所の禁止命令)

第三百二十八条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 (略)

二十八 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)(抄)

(検査役の選任)

第十三条の十九の四 裁判所は、行政書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

る。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第二項の検査役を選任した場合には、行政書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。  
この場合においては、裁判所は、当該行政書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2、3 (略)

4 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、行政書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第二項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。

6 清算が終了したときは、清算人は、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

7 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。

二十九 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（検査役の選任）

第四十七条の八 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

三十 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）

（検査役の選任）

第八十八条の五 裁判所は、全国農業会議所の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

三十一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

（解散命令）

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしな  
いこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその  
滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合におい  
て、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこ

と。

- 2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 3 (略)
- 4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。
- 5 (略)
- 6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
- 7 (略)

### 三十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第二十六条 裁判所は、委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（募集の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。第九十六条第二項において同じ。）、私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
- 二 当該受益証券を発行する投資信託委託会社又は当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
- 2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。
- 3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 4 (略)

5 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び当該行為者の陳述を求めなければならない。

6 (略)

7 金融商品取引法第百八十七条及び第百九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。  
(投資法人債管理者の権限等)

第百三十九条の九 投資法人債管理者は、投資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 投資法人債管理者が前項の弁済を受けた場合には、投資法人債権者は、その投資法人債管理者に対し、投資法人債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、投資法人債を発行する旨の定めがあるときは、投資法人債権者は、投資法人債と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

4 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第百三十九条の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該投資法人債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 当該投資法人債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(第一項の行為を除く。)

5 投資法人債管理者は、前項ただし書の規定により投資法人債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている投資法人債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、投資法人債を発行した投資法人(次項において「投資法人債発行法人」という。)における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告(第百八十六条の二第一項第三号に掲げる電子公告をいう。第十三節において同じ。)であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

7 投資法人債管理者は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、投資法人債発行法人並びにその一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して投資法人債発行法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 (略)

(投資法人債権者集会)

第三百三十九条の十 投資法人債権者は、投資法人債の種類(第三百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。)ごとに投資法人債権者集会を組織する。

2 (略)

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第四百十一条 規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合には、前条の投資主総会に先立つて当該規約の変更を反対する旨を投資法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該規約の変更を反対した投資主は、投資法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 前条の規定による規約の変更のうち、投資口の払戻しの請求に応じることとする規約の変更は、投資法人債の残高が存しない場合に限り、することができる。

3 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百十九条の三 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百十九条の八 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併存続法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 吸収合併存続法人は、効力発生日の二十日前までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅法人の商号



及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九条の十三 新設合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該新設合併に反対する旨を新設合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該新設合併に反対した投資主は、当該新設合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 新設合併消滅法人は、前条第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その投資主に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 (略)

三十三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

(供託の方法)

第九十九条 第八十三条第四項及び第九十五条第二項から第四項までの規定による金銭又は有価証券の供託は、収用し、又は使用しようとする土地の所在地の供託所しなければならない。

2 (略)

3 起業者は、前二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金等、替地又は担保を取得すべき者（その供託が第九十五条第四項の規定によるものであるときは、土地所有者及び関係人）に通知しなければならない。

三十四 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 (略)

(手当等)

第九条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(調停前の措置)

第十二条 (略)

2 前項の措置は、執行力を有しない。

(民事調停官の任命等)

第二十三条の二 (略)

2 民事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。

3 民事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 民事調停官は、非常勤とする。

5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 (略)

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるもののほか、民事調停官の任免に関して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(民事調停官の権限等)

第二十三条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条(第三十三條において準用する場合を含む。)において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 (略)

三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に関する権限

3 民事調停官は、独立してその職権を行う。

4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(過料についての決定)

第三十六条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2、3 (略)

三十五 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

(検査役の選任)

第四十八条の十八の五 裁判所は、税理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、税理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該税理士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十八条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百十九号まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は税理士法人について、同法第五百八十条第

一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百一十一条（第一項ただし書を除く）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は税理士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百一十五条第一項、第六百一十七条第一項及び第二項並びに第六百一十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百一十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第二条第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八条の十四第一項」と読み替えるものとする。

2、3 (略)

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、税理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。

6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

三十六 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

（検査役の選任）

第六十二条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

（準用規定）

第三百三十八条 中央会の人格等に関する事項については、第五条、第六条、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を準用す

る。

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条(第一項第二号を除く)、第七十二条、第七十三条(ただし書を除く)、第七十四条から第七十六条まで、第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十九条中「第三号又は第四号」とあるのは「第四号」と、第七十条中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条までの規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計(普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。)」と、「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第一項中「第八十四条」とあるのは「第三百三十八条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前

条若しくは第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九」と読み替えるものとする。

三十七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（不用物件の返還又は譲与）

第九十四条 第九十二条第四項及び前条の規定に該当する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に属する場合においては、当該不用物件の管理者は、第九十二条第一項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

3 第一項の場合において、不用物件の管理者が過失がなくて当該不用物件の所有者を確知することができないときは、当該不用物件を供託することができる。

4 （略）

5 第二項の規定により、譲与を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣が、その他のときは都道府県知事が譲与の割合を決定するものとする。

6 第二項の場合において、土地収用法第六十条又は民法第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた地方公共団体とする。

三十八 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）

（検査役の選任）

第六十四条の六 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

三十九 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）

（検査役の選任）

第六十三条 裁判所は、商工会議所の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

四十 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（検査役の選任）

第三十二条の五 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

四十一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）

（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）

第七十八条の二 第一号改定者（被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間の標準報酬（第二号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按（あん）分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按（あん）分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按（あん）分割合を定める

ことができる。

3、4 (略)

四十二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(検査役の選任)

第四十九条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

四十三 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)(抄)

(準用)

第五十二条の十 第四条、第五条、第七条、第八条第三項、第十四条の九、第十四条の十一第三項及び第四項、第十四条の十二、第十五条、第十六条、第十六条の二(第一項を除く。)、第十六条の三、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第四十九条の七まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十二条の二まで並びに第五十二条の三(第二号を除く。))の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七条第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七条第五項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一条第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二条第一項中「その組合員になろうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員になろうとする五人」と、同条第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八条第四項中「第二十四条第二項」とあるのは「第二十四条第二項(第二号を除く。)」と、第四十七条第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九条第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十条第一項中「一 総会の決議」とあるのは「一 総会の決議/一の二 合併」と、第五十一条中「破産手続開始の決定」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

2 (略)



四十四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（離婚等をした場合における標準報酬の月額等の改定の特例）

第九十三条の五 第一号改定者（組合員又は組合員であつた者であつて、第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他財務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者）にあつては、連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の財務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按（あん）分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按（あん）分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按（あん）分割合を定めることができる。

3、4 （略）

四十五 たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）（抄）

（検査役の選任）

第五十三条の八 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

四十六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)(抄)

(検査役の選任)

第三十二条の十七 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

四十七 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)(抄)

(民法第三十条の宣告の請求等の特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求は、厚生労働大臣も行うことができる。

2 前項の請求をする場合には、厚生労働大臣は、当該未帰還者の留守家族の意向を尊重して行わなければならない。

3 第一項の規定による厚生労働大臣の請求に基く民法第三十条の宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)の取消の請求は、厚生労働大臣も行うことができる。

4 (略)

四十八 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)(抄)

(検査役の選任)

第五十五条 裁判所は、商工会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

四十九 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)(抄)

(理事会の議事録)

第三十条 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されている

ときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

5 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

6 組合の債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項各号に掲げる請求をすることができる。

7 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該組合に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

8 (略)

五十 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）

（検査役の選任）

第五十四条の六 裁判所は、基金協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

五十一 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）

(検査役の選任)

第五十六条の七 裁判所は、管理組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

五十二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(抄)

(離婚特例適用請求)

第五十五条 第一号特例適用者(組合員又は組合員であつた者であつて、第一百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。)又は第二号特例適用者(第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く)、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合(市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。)に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(第一号特例適用者及び第二号特例適用者(以下これらの者を「当事者」という。))の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下、「離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按(あん)分割合(離婚特例の適用後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準給与総額の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合をいう。以下同じ。)について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按(あん)分割合を定めたとき。

2 前項の規定による離婚特例の適用の請求(以下「離婚特例適用請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のため協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間

における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按(あん)分割合を定めることができる。

3、4 (略)

五十三 労働災害防止団体会法(昭和三十九年法律第百十八号)(抄)

(検査役の選任)

第三十五条 裁判所は、中央協会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

五十四 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(抄)

(検査役の選任)

第六十一条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

(準用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第十六条の二、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二条及び第二十四条から第四十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事(経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員。以下この項において同じ。又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。)」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののほか、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条から第四十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十七条第三号中「数が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一

(農林水産省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林水産省令で定める一定の割合)に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括することとならない」と読み替えるものとする。

4 (略)

五十五 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)(抄)

(検査役の選任)

第三十九条 裁判所は、地方公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

五十六 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)(抄)

(検査役の選任)

第五十四条 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。  
2 (略)

五十七 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)(抄)

(貸借権に係る裁判)

第十条 法定貸借権に係る貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参酌して、これを定めることができる。

2~5 (略)

五十八 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)(抄)

(株式買取請求)

第二十四条 次に掲げる株主は、消滅銀行に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。  
一 第二十一条第一項の合併の合併契約の承認をするための株主総会(種類株主総会及び第二十二條第六項の特定株主を構成

員とする株主總會を含む。以下この項において同じ。)に先立つて当該合併に反対する旨を当該銀行に対し通知し、かつ、当該株主總會において当該合併に反対した株主(当該株主總會において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主總會において議決権を行使することができない株主

2 (略)

(新株予約権買取請求)

第二十五条 消滅銀行の新株予約権の新株予約権者は、消滅銀行に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

2 (略)

(債権者の異議)

第二十六条 消滅銀行の債権者は、消滅銀行に対し、第二十一条第一項の合併について異議を述べることができる。

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者(社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 第二十一条第一項の合併をする旨

二 次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

ロ 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三 前号の金融機関(銀行に限る。)の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅銀行が同項の規定による公告を、官報のほか、銀行法第五十七条各号(銀行等の公告方法)に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、第二十一条第一項の合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅銀行は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。)に相

当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

7 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べるることができる。ただし、会社法第七百二条（社債管理者の設置）の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

8 (略)

(会社法の準用)

第五十三条 (略)

2 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、消滅銀行について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五十九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

(検査役の選任)

第二十五条の二十二の五 裁判所は、社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、社会保険労務士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該社会保険労務士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 (略)



(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第二十五条の二十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は社会保険労務士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(社会保険労務士法第二条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十八第一項」と読み替えるものとする。

2、3 (略)

4 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、社会保険労務士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号リに係る部分に限る。)の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。

6 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。

六十 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)

(検査役の選任)

第五十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

六十一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（検査役の選任）

第四十二条の八 裁判所は、職業訓練法人の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

六十二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

（検査役の選任）

第三十七条 裁判所は、道路公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

六十三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第八十七条 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十七条第一項第一号及び第二号並びに第四百七十一条第三号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 資本金の額の減少

二 事業の全部又は重要な一部の譲渡

三 解散

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散

二 事業の譲渡

3 金融整理管財人は、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項並びに労働金庫法第三十七条の六第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ。)を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、会社法第二百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十二条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができるときは、通常総代会)の終結の時に、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主總會等又は取締役会の決議があつたものとみなす。

7 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならぬ。

9 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

10 代替許可の決定は、第八項の規定による被管理金融機関に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

11、12 (略)

六十四 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)(抄)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規

定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするとき、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5、6 (略)

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

(過納手数料の還付等)

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支払督促若しくは差押処分申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額(第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。)から納めるべき手数料の額(同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が四千円に満たないときは、四千円)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例 弁論の期日の終了前における取下げ  
による参加の申出

二 民事調停法による調停の申立て

却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て

却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一条の事件の申立て、同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起

却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前に  
おける取下げ

五 (略)

4 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の処分確定又は支払督促の送達前における取下げがあつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金銭を還付しなければならぬ。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

6 第一項から第三項まで及び前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内になければならない。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9、10 (略)

(再使用証明)

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭

を還付しなければならない。

3 (略)

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続

二 (略)

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

四 少額訴訟債権執行(民事執行法第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。)の手続  
(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 (略)

六十五 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)(抄)

(検査役の選任)

第七条の二十八 裁判所は、基金の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

六十六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)(抄)

(検査役の選任)

第二十二条の十六 裁判所は、土地開発公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

六十七 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（総会の特別議決等に代わる許可）

第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条（再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第九条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十条の二第一項の規定、水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条並びに再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第九条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条並びに再編強化法第二十六条第三項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項及び水産業協同組合法第四十九条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条並びに再編強化法第二十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定並びに農林中央金庫法第四十条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項（第二条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。）を行うことができる。

一 解散

二 信用事業の譲渡

2 管理人は、農業協同組合法第三十四条第七項から第九項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第三十八条第七項から第九項まで（これらの規定を同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第三十八条及び第三十八条の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項、水産業協同組合法第三十四条第四項及び第九項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十四條の二第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

4 前項の規定により選任された被管理農水産業協同組合の理事及び監事は、選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任をすることができるときは、通常総代会）の終結の

時に退任する。

- 5 第一項から第三項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について総会又は総代会の議決があつたものとみなす。
- 6 代替許可に係る事件は、当該被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理農水産業協同組合に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。
- 8 前項の規定による公告は、官報に掲載してする。
- 9 代替許可の決定は、第七項の規定による被管理農水産業協同組合に対する送達がされた時から、効力を生ずる。
- 10、11 (略)

六十八 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）

（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）

- 第四十六条の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。
  - 3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
    - 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
    - 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 4 組合の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
  - 5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社（第一百十条第三項に規定する子会社をいう。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。



6 (略)

(検査役の選任)

第九十九条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

六十九 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)(抄)

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

七十 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)(抄)

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

四 仮執行の宣言を付した支払督促

四の二 (略)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。)

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（代金の納付）

第七十八条（略）

2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭は、代金に充てる。

3 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十八条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを代金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

5 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができる。

6 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

（不動産担保権の実行の開始）

第八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

一（略）

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記（仮登記を除く。）に関する登記事項証明書

四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

七十一 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）

（検査役の選任）

第八十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

七十二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（清算の監督）

第四十五条 銀行の清算は、裁判所の監督に属する。

2 銀行の清算の監督は、銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 裁判所は、清算銀行の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該清算銀行に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。この場合においては、当該検査をさせるため、特別検査人を選任することができる。

4 会社法第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第一号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項前段の規定による命令について、同法第八百七十四条（第二号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は同項後段の規定による特別検査人の選任について、それぞれ準用する。

5 裁判所は、第三項後段の規定により特別検査人を選任した場合には、清算銀行が当該特別検査人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 (略)

7 清算銀行の清算人は、その就任の日から二週間以内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 解散の事由（会社法第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）及びその年月日

二 清算人の氏名及び住所

8 清算銀行の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合

にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を裁判所に提出しなければならない。

七十三 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）

（検査役の選任）

第三十二条 裁判所は、センターの解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

七十四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）

（本案の訴えの不起訴等による保全取消し）

第三十七条 保全命令を發した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。

5、6 （略）

7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起され、又は労働審判法第二十二條第一項（同法第二十三條第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。

8 第十六條本文及び第十七條の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。

七十五 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）

（非訟事件手続法の準用及び最高裁判所規則）

第四十二条 (略)

2 この法律に定めるもののほか、前条の事件に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(鑑定委員会)

第四十四条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組織する。

2 鑑定委員は、次に掲げる者の中から、事件ごとに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定することを妨げない。

一 地方裁判所が特別の知識経験を有する者その他適当な者の中から毎年あらかじめ選任した者

二 当事者が合意によって選定した者

3 鑑定委員には、最高裁判所規則で定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(審問期日)

第四十五条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。

2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。

(審理の終結)

第四十七条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第五十一条 第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁判は、その効力を生じた後六月以内に借地権者が建物の譲渡をしないときは、その効力を失う。ただし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。

七十六 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)(抄)

(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)

第十二条 第四条第一項の規定による法人である政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

2 前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなったときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事

務所の所在地において、法人でなくなった旨の登記をしなければならない。この場合においては、法人でなくなった旨、その事由及びその年月日を登記しなければならない。

3 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

4 (略)

七十七 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（検査役の選任）

第三十二条の八 裁判所は、更生保護法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

七十八 保険業法（平成七年法律第一百五号）（抄）

第二十四条 相互会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十二条第一項の定款に記載し、又は記録しなければならない、その効力を生じない。

一 相互会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称

二 相互会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

三 相互会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他相互会社に損害を与えるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

2 (略)

（社員総会検査役選任請求権）

第四十条 相互会社又は社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、前条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者は、社員総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）及び第三百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第四十条第一項」と、同条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第三百七条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 相互会社、社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、総代会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）及び第三百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第四十七条第一項」と、同条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第三百七条中「株主総会」とあるのは「総代会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「総代」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第五十三条の十二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員職務を行うべき者を選任した場合には、相互会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなければ、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第五十三条の七において準用する会社法第三百三十七条の規定及び第五十三条の九の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 監査役会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

7 委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。

8 (略)

(委員の解職等)  
第五十三条の二十五 各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。

2 (略)  
(執行役の解任等)

第五十三条の二十七 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 (略)

(委員会の権限等)

第五十三条の二十八 指名委員会は、社員総会に提出する取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 執行役等(執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この目において同じ。)の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに第五十三条の十七において準



用する同法第三百七十九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この項において同じ。）の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

5 会社法第四百五条から第四百九条まで（監査委員会による調査、取締役会への報告義務、監査委員による執行役等の行為の差止め、委員会設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等、報酬委員会による報酬の決定の方法等）の規定は、委員会設置会社の委員会又は委員について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九條第四項の規定並びに第三百五十三條及び第三百六十四條」とあるのは「保険業法第五十条第三項において準用する第三百四十九條第四項」とあるのは「保険業法第五十条第三項中「第八百四十七條第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七條第一項」と、同項第二号中「第八百四十九條第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九條第三項」と、「第八百五十條第二項」とあるのは「同法第五十三条の三十七において準用する第八百五十條第二項」と、同法第四百九條第二項中「第四百四條第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

(社債管理者の権限等)

第六十一条の七 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求する

ことができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六十一条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

5 社債管理者は、前項ただし書の規定により社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、社債を発行した相互会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

7 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債を発行した相互会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8. (略)

(社債権者集会)

第六十一条の八 社債権者は、社債の種類（第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに社債権者集会を組織する。

2 (略)

(組織変更株式交換)

第九十六条の五 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交換（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社（以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。）に取得させることをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2 組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社は、組織変更株式交換完全親会社との間で、組織変更株式交換

契約を締結しなければならない。

3 (略)

(株式買取請求権)

第六百六十五条の五 次に掲げる株主は、消滅株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）に先立って当該合併に反対する旨を当該消滅株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 (略)

(新株予約権買取請求)

第六百六十五条の六 消滅株式会社の新株予約権者は、消滅株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取るとを請求することができる。

2 (略)

(清算人の解任)

第八十条の五 清算相互会社の清算人（第七十四条第一項、第四項及び第九項の規定により内閣総理大臣が選任した者を除く。）は、いつでも、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつて解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）であつて六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代）の申立てにより、前項の清算人を解任することができる。

3、4 (略)

(清算相互会社の代表)

第八十条の九 清算人は、清算相互会社を代表する。ただし、他に代表清算人その他清算相互会社を代表する者を定めた場合

は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算相互会社を代表する。

3 清算相互会社（清算人会設置相互会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第七十四条第一項、第四項又は第九項の規定により内閣総理大臣が選任した者を除く。以下この項において同じ。）の互選又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第八十条の四第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

5 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の二 株式会社である被管理会社がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）、第四百六十七条第一項第一号及び第二号（事業譲渡等の承認等）並びに第四百七十一条第三号（解散の事由）の規定並びに第三百二十六条（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 資本金の額の減少

三 解散

四 保険契約の移転

2 相互会社である被管理会社がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、第六十二条の二第一項第一号及び第二号、第三百三十六條並びに第三百五十六條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 保険契約の移転

三 解散

3 保険管理人は、会社法第三百三十九条第一項（解任）、第三百四十七条第一項（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）若しくは第四百三条第一項（執行役の解任等）の規定又は第五十三条の八第一項若しくは第五十三条の二十七第一項の

規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任することができる。

4 前項の規定により被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、保険管理人は、会社法第三百二十九条第一項（選任）、第三百四十七条第一項若しくは第四百二条第二項（執行役の選任等）の規定又は第五十二条第一項若しくは第五十三条の二十六第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理会社の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等、種類株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における第十六条第一項、第三百三十六条の二第一項（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る第二百五十条の二第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第三百三十六条の二第二項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百五十条の二第一項又は第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百五十条第三項中「次項の公告」とあり、及び同条第五項中「前項の公告」とあるのは「第二百五十条の二第二項の公告」とし、第二百五十条の二及び第二百五十条第四項の規定は、適用しない。

7 代替許可に係る事件は、当該被管理会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

- 10 代替許可の決定は、第八項の規定による被管理会社に対する送達がされた時から、効力を生ずる。
- 11、12 (略)

七十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)

(会社法の準用)

第二十二條 (略)

- 2 会社法第九百三十七條第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、信用農水産業協同組合連合会に係る前項の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記について準用する。

八十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)

(検査役の選任)

第四百四條 裁判所は、計画整備組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

八十一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(抄)

(検査役の選任)

第三十二條の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

八十二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第十八條 発起人は、定款に第十六條第三項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、同條第六項において準用する会社法第三十條第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 (略)

(特定出資の譲渡に係る承認手続)

第三十一条 特定社員は、その有する特定出資を特定社員以外の者(当該特定出資を発行した特定目的会社を除く。)に譲り渡そうとするときは、当該特定目的会社に対し、当該者が当該特定出資を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 特定出資を当該特定出資を発行した特定目的会社以外の者から取得した者(特定社員以外の者に限り、当該特定目的会社を除く。以下この条において「特定出資取得者」という。)は、特定目的会社に対し、当該特定出資を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

3 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして内閣府令で定める場合を除き、その取得した特定出資の特定社員として特定社員名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならぬ。

4 次の各号に掲げる請求(以下この条において「譲渡等承認請求」という。)は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第一項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定社員が譲り渡そうとする特定出資の口数

ロ イの特定出資を譲り受ける者の氏名又は名称

ハ 特定目的会社が第一項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取人がイの特定出資を買い取ることを請求するときは、その旨

二 第二項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定出資取得者の取得した特定出資の口数

ロ イの特定出資取得者の氏名又は名称

ハ 特定目的会社が第二項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取人がイの特定出資を買い取することを請求するときは、その旨

5 特定目的会社が第一項又は第二項の承認をするか否かの決定をするには、社員総会の決議によらなければならない。

6 特定目的会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者(以下この条において「譲渡等承認請求者」という。)

に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

7 特定目的会社は、第四項第一号ハ又は第二号ハの請求を受けた場合において、第一項又は第二項の承認をしない旨の決定をしたときは、社員総会の決議によって、当該譲渡等承認請求に係る特定出資を買い取る者（当該特定目的会社を除く。以下この条において「指定買取人」という。）を指定しなければならない。

8 (略)

9 会社法第四百十五条（第二号を除く。）（株式会社が承認をしたとみなされる場合）の規定は、特定目的会社の第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第一号中「第三百二十九条第二項」とあるのは、「資産流動化法第三十一条第六項」と読み替えるものとする。

（募集特定出資の発行等）

第三十六条 特定目的会社は、その発行する特定出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集特定出資（当該募集に応じて特定出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定出資をいう。以下この条において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集特定出資の口数

二 募集特定出資の払込金額（募集特定出資一口と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この条において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

四 募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2 前項各号に掲げる事項（以下この条において「募集事項」という。）は、社員総会の決議によって定めなければならない。

3 第一項第二号の払込金額が募集特定出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、前項の社員総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を開示しなければならない。

4 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

5 (略)

6 特定目的会社は、第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の末日）に、払込み又は給付がされた財産の額に相当する額の特定資本金の額を増加する定款の変更をしたものとみなす。

7 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は、第五項において準用する同法第二百八条第一項の払込みの取扱いをした



銀行等について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

8 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百四十条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号口に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は特定目的会社の成立後における特定出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条から第八百七十七条まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七十八条第一項(裁判の効力)の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)」とあるのは「一年以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 会社法第八百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(新株発行等の不在の確認の訴え)、第八百三十四条(第十三号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条から第八百三十八条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲)及び第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号ホに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の成立後における特定出資の発行の不在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前」から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使す

ることができない単元未満株主を除く。」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任）

第五十八条 特定目的会社、総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する特定社員又は総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる優先出資社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 (略)

3 前項において準用する会社法第三百七条第二項及び第三項に規定する社員総会は、有議決権事項を会議の目的とする社員総会について第一項の申立てがあつた場合には、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第七十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の仕事を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の仕事を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員の仕事を行うべき者を選任した場合には、特定目的会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなければ、監査役は、一時会計監査人の仕事を行うべき者を選任しなければならない。

5 第七十三条第一項から第三項まで及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の仕事を行うべき者について準用する。

6 (略)

(業務の執行に関する検査役の選任)

第八十一条 特定目的会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、次に掲げる社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

一 総特定社員(社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する特定社員

二 総優先出資社員(社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する優先出資社員

三 特定出資(自己特定出資を除く。)の総口数の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の口数の特定出資を有する特定社員

四 発行済優先出資(自己優先出資を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の口数の優先出資を有する優先出資社員

2 (略)

3 前項において読み替えて準用する会社法第三百五十九条に規定する社員総会は、第二種特定目的会社にあつては、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(特定社債管理者の権限等)

第二百二十七条 特定社債管理者は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 特定社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、特定社債権者は、その特定社債管理者に対し、特定社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、特定社債券を発行する旨の定めがあるときは、特定社債権者は、特定社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 特定社債管理者は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第二百二十二条第一項の規定により同項第十一号に掲げる事項を通知した場合は、この限りでない。

一 当該特定社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該特定社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

5 特定社債管理者は、前項ただし書の規定により特定社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、特定社債を発行した特定目的会社（以下この節において「特定社債発行会社」という。）における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告（第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

7 特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、特定社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 (略)

(特定社債権者集会)

第二百二十九条 特定社債権者は、特定社債の種類（第二百五十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに特定社債権者集会を組織する。

2 (略)

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第五十三条 計画変更決議を行う社員総会に先立ってその変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知し、かつ、当該社員総会において当該変更に対抗した優先出資社員（当該社員総会において議決権を行使することができるものに限る。）は、当該特定目的会社に対し、自己の有する優先出資を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 前項の請求（以下この条において「優先出資買取請求」という。）は、計画変更決議の日（特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。）の二十日前の日から当該計画変更決議の日の前日までの間に、その優先出資買取請求に係る優先出資の種類及び口数を明らかにしなければならない。

3 優先出資買取請求があつた場合において、優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調つたときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から六十日以内にその支払をしなければならない。ただし、次条第五項、第百

五十五条第四項又は第五百五十六条第三項若しくは第五百五十七条第二項において準用する第百五十五条第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払をすることができない。

4 (略)

(特定目的会社の清算等に関する会社法の準用等)

第百七十九条 (略)

2 優先出資社員は、前項において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認について、議決権を有する。

(権利者集会に関する信託法及び会社法の準用)

第百四十九条 信託法第百十四条(議決権の代理行使)、第百七十七条(議決権の不統一行使)、第百十八条第二項(受託者の出席等)、第百十九条(延期又は続行の決議)及び第百二十条(議事録)並びに会社法第百三十四條(取締役等の説明義務)、第百三十五条(議長の権限)、第百三十一条(第一項を除く。)(議事録)、第百三十二条から第百三十五条まで(社債権者集会の決議の認可の申立て、社債権者集会の決議の不認可、社債権者集会の決議の効力、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告)及び第七百三十八条(代表社債権者等の解任等)の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、信託法第百十九条中「第百八条及び第百九条」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条」と、会社法第百三十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十一条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集」とあるのは「受益証券の募集」と、「当該社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十五条中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条中「代表社債権者若しくは決議執行者」とあるのは「資産流動化法第二百四十六条第一項の決議により定めた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(特定信託管理者)

第二百六十条 代表権利者が存しない場合においては、受託信託会社等は、特定信託管理者を選任することができる。

2 特定信託管理者の選任については、特定目的信託契約の定めるところによらなければならない。

3 特定信託管理者は、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、受益証券の権利者のために自己の名をもって特定目的信託の

受益者及び委託者の権利（特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利及び第二百五十四条第一項各号に掲げる権利を除く。）に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

4 受託信託会社等は、特定信託管理者を選任した場合には、遅滞なく、その旨を各受益証券の権利者に通知しなければならない。

5 第二百五十五条、第二百五十六条及び第二百五十八条並びに信託法第四十四条（受益者による受託者の行為の差止め）及び第八十五条第四項（受託者の責任等の特例）並びに会社法第三百八十五条第二項（監査役による取締役の行為の差止め）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条（特別代理人の選任）、第七百九条第一項（二以上の社債管理者がある場合の特則）、第七百十條第一項（社債管理者の責任）、第七百一十一条前段及び第三項（社債管理者の辞任）並びに第七百一十三条（社債管理者の解任）の規定は、特定信託管理者について準用する。この場合において、第二百五十六条第一項中「権利者集会において代表権利者を選任した場合は」とあるのは「受託信託会社等が特定信託管理者を定めたときは」と、第二百五十八条中「信託財産に関して負担する費用として」とあるのは「これについてあらかじめ特定目的信託契約に信託財産に関して負担する費用とする旨の定めがある場合を除き、」と、同法第三百八十五条第一項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、信託法第四十四条第一項中「信託行為」とあるのは「特定目的信託契約」と、会社法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定目的信託契約」と、同法第七百一十一条前段及び第七百一十三条中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

7 特定信託管理者が存する場合において、代表権利者を選任する権利者集会の決議があつたときは、特定信託管理者は、特定目的信託の受益者及び委託者の権利を行使することができない。

8 信託法第四章第四節（信託管理人等）の規定は、特定目的信託については、適用しない。

八十三 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（抄）

（議事録）

第三十条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 三 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
- 四 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。
- 五 (略)
- 六 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

#### 八十四 後見登記等に関する法律 (平成十一年法律第百五十二号) (抄)

(後見等の登記等)

第四条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。)をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
- 二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)
- 三、四 (略)
- 五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
- 六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
- 七 数人の成年被後見人等又は数人の成年被後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
- 八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日
- 九、十 (略)

2 (略)

(任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日

二 任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 (略)

四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲

五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め

六 (略)

七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日

九、十 (略)

(終了の登記)

第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 (略)

3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができる。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録



三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録  
四 (略)

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

一 (略)

二 成年後見人等又は成年後見監督人等 その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録

三 (略)

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録

二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であった閉鎖登記記録

三 (略)

4 (略)

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

#### 八十五 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）（抄）

##### （民事執行手続の停止）

第七条 特定調停に係る事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によつて解決することが相当であると認める場合において、特定調停の成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又は特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特定調停の目的となつた権利に関する民事執行の手続の停止を命ずることができる。ただし、給料、賃金、賞与、退職手当及び退職年金並びにこれらの性質を有する給与に係る債権に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

2 前項の裁判所は、同項の規定により民事執行の手続の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その続行を命ずることができる。

- 3 前二項の申立てをするには、その理由を疎明しなければならない。
- 4 (略)

八十六 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)(抄)

(検査役の選任)

- 第五十二条の五 裁判所は、特許業務法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
  - 2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、特許業務法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
  - 4 この場合においては、裁判所は、当該特許業務法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。
- (略)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と読み替えるものとする。

2、3 (略)

4 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、

第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、特許業務法人の解散の訴えについて準用する。

6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、特許業務法人は、合名会社とみなす。

八十七 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 (略)

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

八十八 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（投資証券の不発行等）

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によつて取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 (略)

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

八十九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）

第二十七条の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 (略)

（経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等）

第二十八条の二 理事は、経営管理委員会の日から十年間、経営管理委員会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければなら

ない。

2 理事は、経営管理委員会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に着用して置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

3 会員は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6 (略)

(監事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十九条の二 理事は、監事会の日から十年間、監事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 (略)

九十 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（検査役の選任）

第四十三条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 （略）

九十一 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

（議事録）

第十七条の二 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構、その子会社（会社法第二十条第三号に規定する子会社をいう。）又は預金保険機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 （略）

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

九十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（抄）

（費用の徴収）

第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

九十三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（検査役の選任）

九十二条の十六 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

九十四 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）

（管轄）

第二条 労働審判手続に係る事件（以下「労働審判事件」という。）は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。

（労働審判手続の申立て）

第五条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。

2 (略)

（労働審判手続の期日）

第十四条 労働審判官は、労働審判手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならない。

（労働審判）

第二十条 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。

2 労働審判においては、当事者間の権利関係を確認し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができる。

3 労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない。

4 前項の審判書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生

ずる。

5 (略)

6 労働審判委員会は、相当と認めるときは、第三項の規定にかかわらず、審判書の作成に代えて、すべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。

7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、調書に記載させなければならない。

(訴え提起の擬制)

第二十二條 労働審判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に属する。

3 (略)

(労働審判によらない労働審判事件の終了)

第二十四條 労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないことを認めるときは、労働審判事件を終了させることができる。

2 第二十二條の規定は、前項の規定により労働審判事件が終了した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた」とあるのは、「労働審判事件が終了した際に当該労働審判事件が係属していた」と読み替えるものとする。

九十五 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一條 民法第七百五十八條第二項及び第三項並びに第七百五十九條の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五條の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

2 (略)



(破産者の単純承認又は相続放棄の効力等)

第二百三十八条 破産手続開始の決定前に破産者のために相続の開始があつた場合において、破産者が破産手続開始の決定後にした単純承認は、破産財団に対しては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。

2 破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。この場合においては、相続の放棄があつたことを知つた時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

3 (略)

九十六 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)(抄)

(登記義務者の所在が知れない場合の登記の抹消)

第七十条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報として政令で定めるものを提供したときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関する登記の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

(仮登記を命ずる処分)

第八十条 裁判所は、仮登記の登記権利者の申立てにより、仮登記を命ずる処分をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、仮登記の原因となる事実を疎明しなければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

4 第一項の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 (略)

九十七 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)(抄)

(解散及び清算についての準用規定)

第五十三条 第二十三条の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 (略)

九十八 会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件(次項から第五項までに規定する事件を除く。)は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 親会社社員(会社である親会社の株主又は社員に限る。)によるこの法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等(閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第一号において同じ。)の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

二 当該電磁的記録に記載された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地(日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所地)を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

(理由の付記)

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならぬ。ただし、次に掲げる裁判

については、この限りでない。

一 (略)

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判  
(即時抗告)

第八百七十二條 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十条第二項(第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 (略)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 (略)

二 第八百二十五条第二項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による裁判

四 (略)

(不服申立て)

第八百八十四条 特別清算の手續に関する裁判につき利害関係を有する者は、この節に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、この節に特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有する。

3 (略)

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 (略)

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

5 (略)

(法務大臣の関与)

第九百四条 裁判所は、第八百二十四条第一項又は第八百二十七条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 (略)

(会社の財産に関する保全処分についての特則)

第九百五条 (略)

2 前項の保全処分又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、会社又は外国会社の負担とする。

九十九 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（議事録）

第四十五条 日本郵政株式会社は、前条第八項の議事録を十年間その本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、日本郵政株式会社、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は公社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 (略)

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

百 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。

一 この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等

二 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべ

き者、清算人、第二百十條第四項において準用する第七十五條第二項若しくは第二百十四條第七項において準用する第七十九條第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第二百六十二條第二項の管理人の報酬の額の決定 当該一般社団法人等（報酬を受ける者が監事を置く一般社団法人等を代表する者である場合において、他に当該一般社団法人等を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

三 第三百三十七條第七項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 清算人の解任についての裁判 当該清算人

五 第二百六十一條第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五條第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（即時抗告）

第二百九十一條 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 第二百六十二條第一項の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第二百八十九條各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同條第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（法務大臣の関与）

第二百九十六條 裁判所は、第二百六十一條第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならぬ。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 （略）

（一般社団法人等の財産に関する保全処分についての特則）

第二百九十七條 （略）

2 前項の保全処分又は第二百六十二條第一項の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、一般社団法人等の負担とする。

百一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（不動産登記法等の特例）

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業務

二 不動産登記法第百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等（以下この号において単に「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同法第百二十条第二項の規定に基づく地図等（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し（当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同条第一項の図面（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類（前号の図面を除く。）の閲覧に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

五 不動産登記法第百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等（以下この号において単に「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく筆界特定書等（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次号において同じ。）の閲覧に係る業務

六 不動産登記法第百四十九条第二項の規定に基づく同法第百四十五条に規定する筆界特定手続記録（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧（前号の筆界特定書等の閲覧を除く。）に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十一条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同条の書面の交付に係る業務

八 商業登記法第十一条の二（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同条の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同条の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

九 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 （略）

十一 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第一百九条第一項の規定に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二百一十一条第二項の規定に基づく同項の抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

十二 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）第十三条第一項の規定に基づく同項に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）又は特定業務従事者であつた者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であつても、特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。



- 4 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。
- 6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
  - 一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - 二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。
  - 三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - 五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。
- 7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。
- 8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

百二 信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

（遺言信託における裁判所による受託者の選任）

- 第六条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該遺言に受託者の指定に関する定めがないとき、又は受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、受託者を選任することができる。
- 2 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

3 (略)

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(検査役の選任)

第四十六条 受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不合法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の規定による検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第二項の検査役は、信託財産から裁判所が定める報酬を受けることができる。

6 前項の規定による検査役の報酬を定める裁判をする場合には、受託者及び第二項の検査役の陳述を聴かなければならない。

7 (略)

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 (略)

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託

の引受けをせず、若しくはこれをする事ができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任する事ができる。

2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をしようかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該ために停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、新受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者及び受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。

5 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

6 (略)

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

8 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

#### (信託財産管理命令)

第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」という。）をすることができる。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 (略)

#### (信託財産管理者の報酬等)

第七十一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聴かなければならない。

3 (略)

(受益権の価格の決定等)

第四百四条 受益権取得請求があつた場合において、受益権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、受益権取得請求の日から六十日を経過する日(その日までに効力発生日が到来していない場合にあっては、効力発生日)までにその支払をしなければならない。

2 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる者の陳述を聴かなければならない。

4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 (略)

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがなるときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受益権取得請求に係る受託者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

10 受益証券(第八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。)が発行されている受益権について受益権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

11 受益権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

12 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益権を取得したときは、その受益権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

(受益者集会の招集の決定)

第八八条 受益者集会を招集する者(以下この款において「招集者」という。)は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 受益者集会の日時及び場所
- 二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。)によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

#### 四 (略)

(信託管理人の選任)

第二百二十三条 信託行為においては、受益者が現に存しない場合に信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

- 2 信託行為に信託管理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託管理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をすることがどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めは停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。
- 3 前項の規定による催告があつた場合において、信託管理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあつては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。
- 4 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。
- 5 前項の規定による信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。
- 6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
- 7 (略)
- 8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(信託管理人の費用等及び報酬)

第二百二十七条 信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる。

2 信託管理人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、受託者にその賠償を請求することができる。

一 信託管理人がその事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 信託管理人がその事務を処理するため第三者の故意又は過失によつて損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

3 信託管理人は、商法第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に信託管理人が報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者に報酬を請求することができる。

4 前三項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

5 第三項の場合には、報酬の額は、信託行為に報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

6 裁判所は、第二百二十三条第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。

7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあつたものとみなす。

8 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判をする場合には、受託者及び信託管理人の陳述を聴かなければならない。

9 (略)

(信託監督人の選任)

第三百三十一条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めにより停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、信託監督人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあつては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができる。

5 前項の規定による信託監督人の選任の裁判があつたときは、当該信託監督人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 (略)

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)

第五百十条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至つたときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならない。

3 (略)

4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。

5 (略)

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)

第六十五条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至つたことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

2 (略)

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 (略)

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)

第六十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

一 不法な目的に基づいて信託がされたとき。

二 受託者が、法令若しくは信託行為で定めるその権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 (略)

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 (略)

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

6 委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人が第一項の申立てをしたときは、裁判所は、受託者の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 受託者は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

8 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第六項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

(法務大臣の関与)

第六十八条 裁判所は、第六十六条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 (略)

(信託財産に関する保全処分)

第六十九条 裁判所は、第六十六条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる処分(次条において「管理命令」という。)その他の必要な保全処分を命ずることができる。



2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 (略)

(保全処分に関する費用の負担)

第七十一条 (略)

2 前項の保全処分又は第六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。

(新受託者の選任)

第七十三条 裁判所は、第六十六条第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、第一項の新受託者の陳述を聴かなければならない。

6 (略)

百三 株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) (抄)

(議決権のある株式の株主の資格等)

第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。

以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。)を発行した場合又は同法第一百三十三条第四項に規定する自己株式 (商工組合中央金庫の株式に限る。)を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項 (同法第二百一十一条に規定する株主名簿記載事項をいう。)を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの (以下「無資格者」という。)の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

一 政府

- 二 中小企業等協同組合
- 三 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- 四 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 六 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 七 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 八 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
- 十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
- 十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接

又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

2 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者（相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したものを除く。）から、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても、同様とする。

4 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。

7 (略)

8 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

百四 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）（抄）

（費用の徴収）

第二十一条 都道府県知事は、援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

百五 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（議事録）

第十九条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構、その子会社又は預金保険機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 （略）

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

百六 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（抄）

（事業譲渡等に関する特例）

第十条 株式会社である特定事業者（以下「特定会社」という。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、当該特定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画（以下「認可事業再編計画」という。）に記載されたものを行うことができる。

一 事業譲渡

二 資本金の額の減少

2 前項の許可（以下「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があつたものとみなす。

- 3 代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
- 4 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特定会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。
- 5 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。
- 6 代替許可の決定は、第四項の規定による特定会社に対する送達がされた時から、効力を生ずる。
- 7、8 (略)